

# 商工会だより

■発 行:福山北商工会 ■発行日:令和3年10月

37号

【本所】駅家町倉光417 TEL976-3111/FAX976-3211 【HP】https://fukuyamakita.jp/【支所】加茂町中野1-3-2TEL972-3008/FAX972-4270 【E-mail】fukuyamakita@hint.or.jp

# 令和3年度 福山北商工会 伴走型小規模事業者支援推進事業

事業計画策定セミナー

令和3年8月27日(金)福山北商工会本所にて、令和3年 度伴走型小規模事業者支援推進事業事業計画策定セミナー を中小企業診断士の落野 洋一氏を講師にお招きし、検温・ 消毒・換気等の新型コロナウイルス感染防止対策を行った上、 人数を制限して開催、5事業所が受講されました。

今回のセミナーは、本講習のコンセプトとして、「短時間で事業計画書全体像を事業者自ら策定できることを目標とする」と掲げ、様々な経営環境の変化に対応する持続的経営を行っていく上で必要となる事業計画書の作成を支援するものです。

事業計画書は中・長期的な会社の計画で今後どのように自 社経営していくのかをまとめたもので、金融機関への融資依 頼、各種補助金や経営革新計画の申請等、多くの場面で活用 出来ます。

3時間という短い時間の中で、皆さん集中して取り組まれていました。講習会後のアンケートには、「とても勉強になった」「ワークの例題も分かり易く良かった」「先生のフォローもあり集中して取り組めた」等の感想があり好評でした。

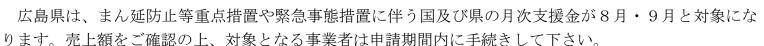
また、このセミナー受講者で事業計画実施に向けて、雇用環境整備の為の就業規則見直し等が必要な事業者を対象(先着3者)に後日、社会保険労務士による個別相談も行われます。



### ○カリキュラム○

1. 事業計画とは	事業計画策定の目的、事業計画活用事例等紹介
2. 事業計画策定	経営環境分析(顧客ニーズと市場の動向)
演習 (分析)	自社の事業分析(自社及び自社の提供する商品・サービスの強み)等
3. 事業計画策定	経営戦略の立案、戦略実演のための具体的施策(販路拡大策)の
演習 (取組)	展開等

# 月次支援金について 🗸



\*情報が変更になることがありますのでQRコードからホームページのご確認をお願い致します。

# 経済産業省 月次支援金

### ■対象者

緊急事態措置又は、まん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業や時短営業」や「外出自粛等」の影響により、2021年が2019年又は2020年の同月比における売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主等の皆様に事業の継続、そのための取組を支援する給付支援金です。

### ■給付額

中小法人等:上限20万円/月。個人事業者:上限10万円/月。

# ■計算式

2019年又は2020年の基準月の売上から2021年の対象月の売上を引いた差額。

### ■申請期間

- ・8月分の月次支援金は2021年9月1日~10月31日。
- ・9月分の月次支援金は2021年10月1日~11月30日。

# ■事前確認が受けられる期限

・8月分: 2021年10月26日まで。・9月分: 2021年11月25日まで。

詳細については、経済産業省 QRコードから!



# 広島県頑張る中小企業者頑張る支援金

緊急事態措置又は、まん延防止等重点措置に伴う、 飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、 売上が減少した県内中小事業者に対して、県独自の 幅広い支援を実施します。

# ■対象者

2019年又は2020年の同月比における売上が30%以上50%未満、又は50%以上減少した中小法人・個人事業主等の皆様に事業の継続、そのための取組を支援する給付支援金です。なお、50%以上の場合には国の月次支援金の給付を受けている事が必要です。

(支給条件や申請方法等詳細はホームページをご覧下さい。QRコードからご覧いただけます。)

## ■給付額

中小法人等:上限20万円/月。個人事業者:上限10万円/月。

計算式:2019年又は2020年の基準月の売上から 2021年の対象月の売上を引いた差額。

### ■申請期間

・8月分:2021年9月1日~10月31日まで。

・9月分:2021年10月1日~11月30日まで。

詳細については、広島県ホームページ QRコードから!



# 受威島県 頑張る中小事業者 月次支援金 をご活用 ください!

新型コロナウイルス感染拡大防止のための国の緊急事態措置等や 広島県の集中対策の影響(飲食店の休業・時短営業、外出自粛等)により、 売上が減少した県内中小事業者の皆様を幅広く支援します!



### 広島県内に本社・本店のある中小法人、個人事業者

- 緊急事態措置等や広島県の集中対策実施に伴う飲食店の休業・時短営業、 外出自粛等の影響により売上が30%以上減少していること
- ■国の月次支援金の対象となる場合は、その給付を受けていること
- ●「広島県感染症拡大防止協力支援金」、「広島県大規模施設等協力金」 の給付対象の方は受けられません(月ごとに判断します)。

対象事業者の一例、よくあるご質問、申請についてはウラ面へ

●酒類販売事業者の方へ

飲食店の休業・時間短縮営業等の影響を大きく受け、売上が減少している県内の酒類販売 事業者の方々を対象に追加支援をします。

※酒類販売事業者とは、酒税法第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の 販売業免許を受けている者に限ります。

※詳しくはコールセンター☎082-248-6853へお問い合わせください。

# 酒類販売事業者対象 **頑張る中小事業者月次支援金**のご霧内

この度、広島県では飲食店の休業・時間短縮営業等の影響を 大きく受け、売上が減少している県内の酒類販売事業者の方々を 対象に、これまでの「頑張る中小事業者月次支援金」の制度に追加 して支援します。



※すでに申請(給付)済の対象月分においては、上限拡大による差額分を給付します。 なお、減少した額によっては追加支援が受けられない場合があります。

### 対象者

広島県内の酒類販売事業者(県内に本社・本店のある中小法人・個人事業者) <u>酒類販売事業者</u>: 酒税法第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の 販売業免許を受けている者に限ります。

### 申請期間

2021年9月8日(水)~11月30日(火)※郵送申請のみ、当日消印有効

# 【酒類販売事業者対象】の支援概要

≪新 設≫ 売上減少が2か月連続 15%以上 30%未満減少の場合 ≪上限拡大≫ 売上減少が70%以上の場合、給付額の上限が拡大されます。

### (給付額)

[2019 年または 2020 年の対象月の売上] - [2021 年の対象月の売上] から算出

前年等と比較した 売上の減少率	給付額 1 事業者当たり	給付対象月
MEM 2か月連続で 15%以上 30%未満	・中小法人 : 上限 20 万円/月 ・個人事業者:上限 10 万円/月	8月(7,8月が連続減少) 9月(8,9月が連続減少)
30%以上 70%未満	・中小法人 : 上限 20 万円/月 ・個人事業者:上限 10 万円/月	5月~9月
70%以上	・中小法人 : 上限 40 万円/月 ・個人事業者:上限 20 万円/月	5月~9月
90%以上	・中小法人 : 上限 60 万円/月 ・個人事業者:上限 30 万円/月	8月及び9月

詳細は下記コールセンター又は QR コードにてご確認ください。

お問い合わせ先 (平日 9:30~17:00) ※土・日・祝日を除く

頑張る中小事業者月次支援金センター 公082-248-6853



# 最低賃金のお知らせ



昨年据え置かれた最低賃金が、令和3年10月1日発効 で引き上げられます。それに伴い、特定(産業別)の赤枠 部分については広島県の最低賃金を下回る為、10月1日 から899円に変わります。

最低賃金制度って何?

働くすべての人に、 賃金の最低額(最低賃金額)を 保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの 働き方の違いにかかわらず、 すべての労働者に適用されるんです。



# 広島県の最低賃

広島県最低賃金 時間額 899 円

(令和3年10月1日発効)

- 広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。 年齢・性別・雇用形態(臨時・パート・アルバイト等)を問いません。 なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者にはそれぞれの 「広島県特定(産業別)最低賃金」が適用されます。ただし、
  - ① 年齢 18歳未満又は65歳以上の者
  - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 下記の産業において「特定の軽易業務」に主として従事する者 には、「広島県最低賃金」が適用されます。
- 出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の 経験を有しているものであるため、②の「技能習得中のもの」に該当しません。
- 〇 派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が 適用されます。

広島県特定(産業別)最低賃金 (業種名は「日本標準産業分類」による)	時間額	発効年月日	上記④の特定の軽易業務
広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金 ※高炉によらない製鉄業等を除く	970ฅ	令和 2.12.31	
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属 製品製造業最低賃金 ※製缶板金業を含む	923ฅ	令和 2.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う 巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめ の業務
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 ※建設用ショベルトラック製造業を除く	935ฅ	令和 2.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う 巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめ の業務
広島県自動車·同附属品製造業最低賃金	915ฅ	令和 2.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う ばり取り又ははんだ付けの業務
広島県船舶製造·修理業, 舶用機関製造業 最低賃金	957ฅ	令和 2.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う 巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめ の業務
広島県自動車小売業最低賃金 ※二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く	913ฅ	令和 2.12.31	

下記の特定(産業別)最低賃金は、改定された広島県最低賃金を下回るため、令和3年10月1日から<u>広島県最低賃金時間</u> 額899円が適用されます。

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業最低賃金 ※民生用電気機械器具製造業等を除く	897ฅ	令和 2.12.31	部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により 又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、 かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小 物部品の包装若しくは箱入れの業務
広島県各種商品小売業最低賃金 ※衣,食,住にわたる商品を小売するもので、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所 (百貨店、総合スーパー等)	878ฅ	令和 元.12.31	倉庫番、値札付けの業務

最低賃金に算入しない賃金

- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金に関するお問い合わせは広島労働局賃金室、最寄りの労働基準監督署までお願いします。

広島中央労働基準監督署 Tel 082-221-2460 広島労働局賃金室 Tel 082-221-9244 呉 労 働 基 準 監 督 署 TEL 0823-22-0005 福山労働基準監督署 TEL 084-923-0005 三原労働基準監督署 TEL 0848-63-3939 尾道労働基準監督署 TEL 0848-22-4158 三次労働基準監督署 TEL 0824-62-2104 広島北労働基準監督署 TEL 082-812-2115 廿日市労働基準監督署 TEL 0829-32-1155

賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様へ(ご案内)

- (1) 広島働き方改革推進支援センター 賃金規定の整備、賃金の引き上げに向けた環境整備の支援 [Tat0120-610-494] hiroshima-hatarakikata@lec-ip.com
- (2) 各種助成金があります。 広島労働局 検索
  - 業務改善助成金 ・ キャリアアップ助成金 ・人材確保等支援助成金



# インボイス発行の為の事前登録申請スタート

令和5年10月1日から「インボイス制度」が始まります。 インボイス制度を適用できる請求書等の発行には、適格請求 書事業者の登録を税務署へ登録申請を提出する必要があり ます。

◎登録申請受付:令和3年10月1日から開始。

# 事業者の方へ 消費税 インボイス制度 令和3年10月1日から 登録申請書 受付開始!

### 登録申請のスケジュール

登録申請手続は **令和3年10月1日** から可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を 受けるためには、原則として **令和5年3月31日** 

までに登録申請手続を行う必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

適格請求書等 保存方式の開始

### 登録申請の 受付開始

- ・登録は消費税課税事業者が受けることが 出来ます。登録を受けなければ、適格請 求書を交付出来ません。
- ・税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号等の通知及び公表が行われます。
- ・通知される登録番号の構成は、法人番号を有する課税事業者は、T+法人番号。 それ以外の課税事業者はT+13桁の 数字となります。
- ・e-Tax での登録も可能です。手続きに は電子証明書(マイナンバーカード等) が必要になります。その場合には、電子 データで通知が送信されます。

### 免税事業者の登録申請手続

- > <u>令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です(経過措置)。</u>
- 登録を受けるために**登録申請手続**を行います。
  - ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

# 【例①】個人事業者や12月決算の法人が、<u>令和5年10月1日から</u>登録を受ける場合



上記以外の課税期間について免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続を行うだけでなく、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

インボイス制度についての詳細は、国税庁の 特集インボイス制度を QR コードからご覧ください。



# 新入会員紹介



(期間:令和3年7月15日~令和3年8月23日)

事業所名	代表者名	住 所	業種
リバイバル波動クリニック	二口恭光	福山市明王台	波動治療
(株M CROWN	吉 村 美 紀	駅家町上山守	飲食業   ☆
(㈱U.B.I.S INTERNATIONAL ナマステ・ガネーシャ福山駅家店	NAUTIYAL SACHIN	駅家町倉光	飲食業
Jyayen	相方宏文	駅家町新山	衣料品販売
日咲工業	野 竹 嵐	駅家町万能倉	建設業(とび)
WORCTION	佛 峠 学	駅家町近田	ネット販売

☆印:事業承継並びに法人成り、事業変更に伴う加入

\*商工会では、随時会員を募集しています。未加入の事業所様へご紹介宜しくお願い申し上げます。

# 青年部: 令和3年度県青連備南地域協議会主張発表大会を開催





令和3年6月18日(金)に、令和3年度県青連備南地域協議会主張発表大会がZ00M配信で開催され、当会青年部からは入部2年目の宜山簡易郵便局長 荻原 麻衣さんが「遅咲き郵便局長の地域活性化構想」~人間力の向上なくして地域振興なし~と題して、地域活性の基となる青年部活動での自身の目標を発表し、第2位の優秀賞を受賞されました。

「私は、郵便局以外での仕事経験がなく世間知らずでした。」と、自身を振り返られた荻原さん。青年部への入会により突然世界が広がり、2年目には主張発表大

会の出場オファーを受け、様々な相談をしていく中で部員同士、仲間としての繋がりも深まりました。

「会社では失敗出来ないけれど、青年部では失敗してもいいからどんどん挑戦していきなさい!」と、背中を押してくれる先輩や仲間の有難さを痛感。チャレンジする機会を与えてくれる青年部へ参加しないなんてもったいない!まずは、2022年までに青年部に女性の部員を現在の2名から5名に増やし、今以上に青年部をもっと元気にする事。そして、そのために今や青年部事業にも不可欠なIOTの充実を図り、オンライン会議や青年部事業を通じて人間力をインプットし、地域にアウトプットを行うことで地域の活性化を目標とすることを宣言。

「人間力の向上なくして地域振興なし!これからの福山北の躍進に期待してください。」と、声高らかに 発表されました。素晴らしい発表に会場とリモート参加の部員からたくさんの拍手が送られました。

# 最新技術!VR体験会開催



令和3年8月5日(木)福山北商工会にて㈱アストネス様を講師にお招きし、VR(仮想現実)を体験することでIT技術を学ぶと同時に今後の活用法を考えることを目的に最新技術!VR体験会を開催。22名が参加しました。実際に体験したことでリアル感・奥行き感の醍醐味を直に味わうことが出来、デジタルツールに関して更なる学びを深めていき、今後のビジネスシーンでも活用が期待できる役立つ研修となりました。



# ビジネスコミュニティ型補助金活用事業 防災セミナー開催



令和3年8月24日(火)に福山北商工会館にて、事業継続力 強化計画策定事業の一環として、講師に防災士の吹矢 祐二氏を お招きし、人数制限を設けて防災セミナーを開催致しました。

活用したビジネスコミュニティ型補助金は、セミナーや研修等の実施を通して販路開拓、事業承継、地域の防災や災害復旧活動等を展開する地域の若手経営者等のグループによる取組経費の一部を補助する制度で、「自分の居場所に潜む自然災害の危険性を知り、自分と家族・従業員の命を守ろう」と題して開催。昨今の自然災害を踏まえ、今後に生かせる研修となりました。



### ○カリキュラム○

- ① 地震被害の記録が無い福山地域にも、地震の危険があることを理解し対策を考えておこう。
- ② 自然災害に被災したことの伝承が無いあなたの居場所にも水害の危険があることを理解しよう。
- ③ 知っておきたい災害時に助かるための避難の知識を得ておこう。
- ④ 災害時に生き残るための、家庭における災害用の備蓄品について解説します。

# 女性部:7月・8月に講習会を開催



今年度は出来るだけ多くの事業を行うことを目標に毎月の講習会を企画、検温・消毒・換気等の新型コロナウイルス感染防止対策を行った上、7月と8月に講習会を開催致しました。

### \*7月の講習会\*

令和3年7月20日(火)本所にて、第1回講習会を株式会社TU TUうららセミナー講師の西宇 章 氏を講師にお招きし、「美しく なる本当の意味」~更年期が軽くなる~と題して開催しました。

### \*8月の講習会\*



令和3年8月25日(水)本所にて、少人数で第2回講習会を開催しました。今回は、 部員の旬ナチュラルハート都の吉岡 都氏を講師にお招きし「お部屋を涼しげに彩る 観葉植物のアレンジメント」と題して、観葉植物を使った苔玉やグラスに色付きの砂 を入れて模様を作るサンドアートなど1時間程度で4種類を作成しました。それぞれ に個性のある唯一の作品に仕上がりました。

また、緊急事態宣言を受けご案内しておりました9月のSNS講座は延期と致しました。国や県の指導等に沿って、感染状況を見ながら開催出来るようになりましたら再度ご案内申し上げます。

# 経営支援事例発表で中国ブロック大会へ出場決定!

令和3年6月26日(土)に、広島県商工会連合会にて、 令和3年度第16回職員協議会パワーアップセミナーが ZOOM配信で開催され県内230名が参加。経営支援事例発 表大会では、当会の南 夕佳里経営指導員が最優秀賞を受 賞し、10月21日(木)に鳥取県にて開催される全国商工 会連合会職員協議会経営指導員部会中国ブロック大会へ、 広島県代表として出場が決定しました!

パワーアップセミナーは、毎年県内全職員を対象に行われている研修会で、経営指導員が毎年提出している経営支援事例報告書を県連内で審査、県内5名が選抜され支援事例を発表する場であります。南経営指導員は「雇用環境改善整備」と題して、2019年4月から開始された年5日の有休取得について会社の実情に沿った取得方法を提案、専門家派遣制度も活用し支援した事例を発表。総評では、





「内容が分かり易くよい事例です。全国大会を目指して頑張ってください」と激励されました。

本 所

【事務局長】荒川 雅和

【経営指導員】大谷 逸人

南 夕佳里西 健太

【補 助 員】佐藤 文音

【記帳指導職員】西 まり子・川元 恵子

支 所

【経営指導員】黒田 大樹

【補 助 員】三島 絵里子



- \*そろそろ年末調整や確定申告で
- 必要な各種保険料控除証明書類が
- 届く頃です。保管しましょう。
- \*各種情報を随時更新しています。←
- ←商工会ホームページQRコードから ご覧ください。



# 中小企業倒産防止共済制度

# 経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、

売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。

「もしも」のときの資金調達手段として

当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。 ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に 相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上 損金(法人)または 必要終患(個人事業)に

> 掛金月額は、5千円~20万円の範囲内 (5千円単位)で自由に選べます。

取引先の倒産から 会社を守る制度です!

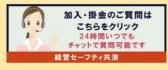


加入・請求・掛金の増減額の 各種手続きやご相談など お問い合わせは福山北商工会まで!

> 本所:**☎**976-3111 支所:**☎**972-3008

# ~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。 詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。





経営セーフティ共済

検索